

富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、振り込め詐欺等による被害の防止を図るため、振り込め詐欺等対策機器を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 振り込め詐欺等 詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第246条の2の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるものをいう。
- (2) 振り込め詐欺等対策機器 呼出前に自動応答し、通話を録音する機能等を備えた振り込め詐欺等の対策のために開発された電話機及び機器をいう。
- (3) 高齢者 市内に住所を有する者であって、65歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者（その者と同一の世帯に属する者を含む。）
- (2) 高齢者を1人以上含む世帯に属する者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は自主的な防犯活動の一環として、振り込め詐欺等対策機器を設置する事業とし、補助の対象となる経費は振り込め詐欺等対策機器の購

入に要した費用（送料、設置に係る工事費用、購入後の保守等にかかる費用等を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、令和2年4月1日以降に要した補助対象経費に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、5,000円を上限とする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、補助対象経費を支払った日から起算して1年以内（令和4年4月2日以降に補助対象経費を支払った場合は、令和5年3月31日まで）とする。

3 規則第4条第2項に規定する実績を証する書類は、次のとおりとする。

(1) 振り込め詐欺等対策機器の機種、金額、購入日及び支払を確認することができる書類の写し

(2) 購入した振り込め詐欺等対策機器の設置を確認することができる写真

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 規則第7条に規定する補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金等交付請求書の様式）

第8条 規則第16条第2項に規定する補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第9条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

2 規則第19条第2号に規定する市長の定めるものは、補助金の交付に係る振り込め詐欺等対策機器とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第6条関係)

富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)富士見市長

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 _____ 円

2 購入機器

(1) 購入年月日 _____ 年 月 日

(2) 製造メーカー名・品名及び品番 _____

3 添付書類

(1) 振り込め詐欺等対策機器の機種、金額、購入日及び支払を確認することができる書類の写し

(2) 購入した振り込め詐欺等対策機器の設置を確認することができる写真

様式第2号(第7条関係)

富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

富士見市長



年 月 日付けで申請のありました富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金については、下記のとおり決定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

- (1) 交付決定額 円
(2) 支払方法 口座振込

2 却 下

(理由)

様式第3号(第8条関係)

富士見市振り込め詐欺等対策機器購入費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)富士見市長

請求者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた富士見市
振り込め詐欺等対策機器購入費補助金については、補助金等の交付手続等に関する
規則第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店
預金種類	普通預金	・ 当座預金
口座番号		
ふりがな		
口座名義		

備考 通帳の写しを添付してください。